

I 調査の概要

- ① 調査の目的 市内の事業所で働く勤労者の実態を明らかにし、行政上の基礎資料を得るとともに、市内勤労者の労務改善の参考資料となることを目的とする。
- ② 調査対象 市内の事業所（支店、営業所を含む）から無作為に800社を抽出した。
- ③ 調査基準日 平成24年10月1日現在
- ④ 調査方法 調査票郵送による無記名調査
- ⑤ 回答数 264事業所（回収率33.0%）
- ⑥ 有効回答数 264事業所（回収率33.0%）
- ⑦ 用語の定義

正社員

雇用契約の期間の定めのない従業員で、他企業からの出向者を含む。

パートタイマー・アルバイト

1日又は1週間の労働時間が正社員より短い者。

派遣社員

派遣元に雇用され、派遣先企業の指揮命令下で就労する者。

所定労働時間

労働協約、就業規則等において定められた労働日において始業時間から終業時間までの時間から所定休憩時間を除いた労働時間をいう。

変形労働時間制

一定の期間内で週40時間、1日8時間の労働時間の原則に対して例外を認める制度で、「1年単位の変形労働時間制」、「1か月単位の変形労働時間制」、「1週間単位の非定型的変形労働時間制」、「フレックスタイム制」をいう。

就業規則

守るべき規律と労働条件に関する事項を記載したもの。常時10人以上の労働者を使用する事業所においては、就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出なければならないとされている。

雇用調整

経済情勢の悪化などに直面した企業が、生産調整などとともに採用抑制、残業規制、希望退職の募集など雇用面の手段を講じて労働量を調整することをいう。

- ⑧ 表中の「－」は該当する数値がないもの、「＊」はサンプル数が少なく公表できないもの

調査の概要

業 種	規 模	有効回答数
建 設 業	小 企 業(～29人)	31
	中大企業(30人～)	3
	合 計	34
製 造 業	小 企 業(～29人)	18
	中大企業(30人～)	13
	合 計	31
卸・小売業 ・飲食業	小 企 業(～29人)	80
	中大企業(30人～)	10
	合 計	90
金 融 業 保 険	小 企 業(～29人)	12
	中大企業(30人～)	1
	合 計	13
不 動 産 業	小 企 業(～29人)	29
	中大企業(30人～)	0
	合 計	29
運 輸 業 通 信	小 企 業(～29人)	8
	中大企業(30人～)	7
	合 計	15
サービス業	小 企 業(～29人)	30
	中大企業(30人～)	5
	合 計	35
そ の 他	小 企 業(～29人)	12
	中大企業(30人～)	5
	合 計	17

規模別	有効回答数
小企業(～29人)	220
中大企業(30人～)	44

総 数	264
-----	-----